

# 未来に残そう ニホンウナギ

産卵に  
向かうから  
獲らないで!!

産卵に向かううなぎを保護するため、  
静岡県内水面漁場管理委員会の指示により、  
下記期間のうなぎの採捕を禁止します\*<sup>1</sup>。

## うなぎ採捕禁止期間

静岡県内の全ての河川\*<sup>2</sup>において

**10月1日から2月末日まで**

(新川\*<sup>3</sup>、旧新川、佐鳴湖の区域については11月1日から2月末日まで)

また、下記漁協では遊漁規則により、更に長い禁止期間を定めています。

仁科川漁協	: 10月1日～5月31日
興津川漁協	: 10月1日～3月31日
安倍藁科川漁協	: 10月1日～3月31日
大井川漁協	: 10月1日～3月31日
新大井川漁協	: 10月1日～3月31日
太田川漁協	: 10月1日～5月31日 (場所により6月24日)
入野漁協	: 11月1日～3月31日

\*<sup>1</sup> 試験研究等を目的として同委員会の承認を得た場合は、採捕が可能となる場合があります。

\*<sup>2</sup> 浜名湖を除く湖沼と河川。

\*<sup>3</sup> 浜松市西区西鴨江町663地先の三つ股橋上流端より上流の新川

問合せ先: 静岡県経済産業部水産・海洋局水産資源課

TEL: 054-221-2696